

第 三 煙火消費における留意事項

1 気象状況等の把握

花火大会の煙火消費場所における気象状況等は大会の開催日の数日前から気象官署等の情報によって把握してください。

煙火消費の当日は、煙火の消費場所への搬入を完了した時点から、消費場所における気象の状況を計測し、記録を取ってください。消費場所の近辺に気象を常時監視できる施設がある場合には、その気象データを利用しても結構です。

特に気象情報のうち火災警報の発令状況や大雨・強風・雷等の注意報等の発令状況の情報をテレビ、ラジオ、インターネット情報等により、できる限りリアルタイムに入手するようにしてください。

また、河川敷で行う場合には、河川の水位情報や上流の降雨状況、ダムの放流情報などを各機関から入手してください。

入手した気象データが「煙火の消費の一時中断又は中止に関する基準」の中止判断基準を超える場合は、煙火の消費を中止してください。

2 電気点火の場合の留意事項

電気点火方式により煙火消費を行う際には、火薬類取締法施行規則第56条の4第5項に規定する電気点火の基準を遵守してください。また、「煙火の消費保安基準（社団法人日本煙火協会編）」に記載されている電気点火の技術基準を参考にしてください。

特に、雷雲が発生し、雷鳴が消費場所に近づいてきた場合には、電気点火に係る準備作業を中断するようにしてください。

3 煙火消費中の留意事項

煙火の消費は、火薬類取締法令の規定の遵守はもちろん、安全を最優先して実施ください。

(1) 警備

立入規制区域の設定と同時に、区域内への関係者以外の立入を禁止するための警備体制を敷いてください。（観客誘導等の警備ではありません。）

警備体制の解除は、煙火消費終了後に安全を確認（未着火煙火・黒玉探索作業を含む）し、監督官庁等と協議したうえで、立入禁止区域の解除とともに行ってください。

なお、河川敷での消費の場合は、保安距離が対岸に及ぶ場合があるため、このような場合は対岸の警備も徹底してください。

(2) 救護体制

煙火消費中は、救護本部を設け医師、看護師を配置し、応急手当医療品を配備してください。

(3) 防火体制

煙火消費に必要な場合を除き、煙火消費場所での火気の使用を禁止してください。あらかじめ煙火消費現場の必要な箇所には散水等の出火防止措置を講じてください。初期消火のための人員、消火資機材を必要箇所に配置してください。

(4) 連絡体制

主催者及び煙火打揚業者間、東京都、管轄警察署、管轄消防署、警備関係者、救護関係者等との連絡体制を確保し、指揮命令系統の一本化を図ってください。

天候の急変若しくは人身事故等で煙火の消費を中止する事態に至るときを想定し、緊急時に対処するための連絡網を整備してください。この緊急連絡網は大会本部に掲示してください。

天候不順等の理由により、花火大会の中止又は続行の判断を行う場合には、関係機関と十分協議して決定してください。

(5) 煙火打揚従事者の責務

煙火打揚従事者は、安全のためヘルメット等の保護具を着用してください。また、(社) 日本煙火協会発行の煙火消費保安手帳又は所定の講習受講証を携帯してください。

申請書記載の煙火打揚従事者名簿どおりの従事者が従事しているか、主催者は確認を行うとともに、万一変更があった場合には速やかに東京都に記載事項変更届を提出してください。

(6) 事故時の対応

煙火の消費に伴って火災や人身事故等が発生した場合には、事故等の状況に応じて次の措置を講じてください。

ア 消費の中断又は中止

イ 負傷者等の救護、消火活動等

ウ 現状保存（火薬類取締法第47条「現状変更の禁止」）

エ 管轄警察署への事故届の提出（火薬類取締法第46条「事故届等」）

オ 緊急時の連絡網による東京都をはじめ関係機関への通報並びに、東京都への事故届（別紙様式）の提出

カ 事故の再発防止のための措置